

千葉市生活支援ハウス運営事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施施設)

第2条 本事業は、利用者及びサービス内容等の決定を除き、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等若しくは通所リハビリテーション事業を行う介護老人保健施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に居住部門を合わせ、又は当該事業所等の隣地に整備した小規模多機能施設（以下「生活支援ハウス」という。）において実施する。

- 2 生活支援ハウスの設備構造は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物とする。
- 3 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものでなければならない。
- 4 生活支援ハウスには、指定通所介護事業所等の設備のほか、次の設備を設けなければならない。

居室・相談室・集会室・食堂・調理室・浴室・洗濯室・宿直室・便所洗面所・生活援助員室（やむを得ない場合は、相談室・食堂・調理室・宿直室を設けないことができる。）

- 5 居室は、原則として個室とし、1居室18平方メートル以上とする。
- 6 居室には、ブザー等緊急の連絡に必要な設備を設けることとし、利用者には心身状況に応じ、緊急通報装置を貸与又は給付するものとする。

(利用対象者)

第3条 この事業を利用することができる者は、市内に居住し、60歳以上で高齢等のため独立して生活することに不安がある次の各号のいずれかに該当する者で、市長が生活支援ハウスの対象者として認定した者とする。

- (1) ひとり暮らしの者又は夫婦のみの世帯に属する者
 - (2) 家族による援助を受けることが困難な者
- 2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者を除く。
- (1) 常時医療管理下に置かなければならない者
 - (2) 他人に迷惑を及ぼす恐れがある者又は共同生活に適さないと認められる者
 - (3) その他市長が不相当と認めた者

(運営の方法)

第4条 この事業の運営は、千葉市が、第2条の居住施設を有する社会福祉法人等（以下「運営法人」という。）に委託して行う。

(事業内容)

第5条 前条の規定により委託を受けた運営法人は、各号の事業を適切に行わなければならない。

- (1) 利用者に対して住居を提供する。
- (2) 利用者に対する各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応を行う。
- (3) 利用者が虚弱化等に伴い、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保健福祉サービスを必要とする場合は、必要に応じ、利用手続きの援助等を行う。
- (4) 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場の提供を行う。

(利用定員)

第6条 居住部門の利用定員は、おおむね10人程度とする。ただし、20人を限度とする。

(職員の配置)

第7条 生活支援ハウスは、併設の指定通所介護事業所等に従事する職員のほか、利用人員に応じて、次の各項に掲げる生活援助員を配置するものとする。

- (1) 利用人員5名以下の施設 常勤1名
 - (2) 利用人員6名以上10名以下の施設 常勤1名 非常勤1名
 - (3) 利用人員11名以上の施設 常勤2名 非常勤1名
- 2 夜間については、宿直体制をとるものとする。
 - 3 生活援助員は、指定通所介護事業所等の職員の協力を得て、第5条第1項第2号、第3号及び第4号に定める事業を行うほか、生活支援ハウスの管理を行うものとする。
 - 4 生活援助員は、原則としてホームヘルパー養成研修等一定の研修を受講するものとする。

(申請及び利用の認定方法)

第8条 本事業を実施する施設の利用を希望する者は、生活支援ハウス利用申請書(様式第1号)に次に掲げる必要書類を添付し、市長へ申請しなければならない。

- (1) 養護老人ホーム等入所診断書
 - (2) 収入申告書(様式第2号)
 - (3) 収入状況及び年金受給状況調査同意書(様式第3号)
 - (4) 年金・恩給等源泉徴収票若しくは支払通知書又は確定申告書控えの写し
 - (5) 医療保険の被保険者証の写し
 - (6) 本人の世帯員全員の住民票の写し、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)及び身元引受人の世帯員全員の住民票の写し、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)各1通
 - (7) 誓約書(様式第4号)1通
 - (8) 身元引受書(様式第5号)2通(市長あて、施設長あて)
- 2 市長は、適当な身元引受人がない場合、運営法人と協議して身元引受人を定めないことを認めることができる。
 - 3 市長は、第1項に規定する申請書等の提出を受けたときは、対象者及びその世帯等の状況を調査するものとする。

- 4 第3条第1項に規定する市長の認定は、申請者及び身元引受人の面接並びに実地調査により、生活支援ハウス入所判定審査票（様式13）及び生活支援ハウス入所診断書（様式14）を作成し、生活支援ハウスの利用要否について判定を行う。

（利用の決定及び通知）

- 第9条 市長は、第8条第4項の判定により対象者と認定した場合、事業を委託している運営法人に対して生活支援ハウス入所依頼書（様式第6号）に申請書、世帯状況調査票、健康診断書、並びに本人、身元引受人の世帯員全員の住民票の写し、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）のそれぞれの写しを添付し送付する。
- 2 運営法人は、市長から、入所依頼書の送付があったときは、速やかに利用認定者の調査を行うとともに、利用認定者に生活支援ハウスにおける生活の内容や費用負担等について説明を行うものとする。
 - 3 運営法人は、第1項により入所依頼書の送付があった際、生活支援ハウスの入所者数が定員に達している場合には、その旨を市長へ連絡するとともに、送付された書類を管理することとする。
 - 4 運営法人は、前項において、退所等により新規に入所できることとなった場合は、市長から送付された待機者名簿の中で、待機順位が最上位の者に対して第2項に定める手続きを行う。
 - 5 運営法人は、入所依頼があった者が生活支援ハウスの利用者として適性を欠くと認められる事由がある場合には、理由を明らかにし入所を不承諾することができる。
 - 6 運営法人は、第3項に定める入所依頼書の送付があり、前2項の手続きを行った場合は、速やかに生活支援ハウス入所承諾（不承諾）書（様式第7号）を市長へ提出しなければならない。
 - 7 市長は、前各項の規定により、生活支援ハウス利用の承認、不承認等の決定を行ったときは、申請者及び運営法人へ生活支援ハウス利用（承認・不承認・変更）決定通知書（様式第8号）を送付するものとする。

（病院への入退院）

- 第10条 運営法人は、入所者が病院等へ入院し、又は退院した場合には、速やかに市長へ届け出ることとする。

（利用の取り消し）

- 第11条 市長は、入所者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、生活支援ハウスの利用を取り消すことができる。
- （1）生活支援ハウス退所申請書（様式第9号）を市長に提出したとき。
 - （2）詐欺その他不正な行為により利用しているとき。
 - （3）利用料等を3か月以上滞納したとき。
 - （4）入所者の行為が、他の入所者の生活や健康に著しく影響を与えたとき又は与える恐れがあるとき。
 - （5）要介護状態の進行その他の理由で居住部門での生活の継続が困難となったとき。

(6) 前条による入院が3か月以上にわたることが明らかになった場合又は3か月を超えるに至ったとき。

(7) 入所者が死亡又は失踪したとき。

(8) その他施設の運営に支障が生ずると認められるとき。

- 2 運営法人は、利用者が前項の規定に該当すると認められるときには、生活支援ハウス入所者状況変更届（様式第10号）により、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前項の報告を受理したときは、利用者又は身元引受人及び運営法人へ生活支援ハウス利用取消通知書（様式第11号）を送付する。

（利用料）

第12条 居住部門にかかる利用料については、別表1及び別表2の合計額による。

- 2 市長は、前項に規定する利用料のうち別表1による居住部門利用料については利用を開始した月より決定し、利用者及び運営法人へ通知するとともに、利用者から徴収するものとする。

なお、月の途中で入所又は退所した場合は、当該月の実利用日数を当該月の実日数で除したものに、利用料月額を乗じて得た額とする。ただし、10円未満は切捨てるものとする。

- 3 運営法人は、別表2の光熱水費等の実費を毎月利用者から徴収するものとする。
- 4 利用者は、前年の年金等の収入を収入申告書により毎年市長に提出しなければならない。
- 5 費用負担額の適用期間は、7月1日から翌年の6月30日までとする。ただし、7月2日以降の新規入居者の適用期間は、入居日から直近の6月30日までの間とする。

（経費の支払い）

第13条 市長は委託先の運営法人に対して、別に定めるところにより施設管理委託料を支払う。

- 2 運営法人は、当該事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分しなければならない。

（報告）

第14条 運営法人は、年度の終了後、4月7日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日又は日曜日にあたるときはその翌日）までに市長に対して、生活支援ハウス事業実績報告書（様式第12号）を提出しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

生活支援ハウス居住部門利用料(月額)

対象収入による階層区分		利用者負担額
A	1, 200, 000円以下	0円
B	1, 200, 001円～1, 300, 000円	4, 000円
C	1, 300, 001円～1, 400, 000円	7, 000円
D	1, 400, 001円～1, 500, 000円	10, 000円
E	1, 500, 001円～1, 600, 000円	13, 000円
F	1, 600, 001円～1, 700, 000円	16, 000円
G	1, 700, 001円～1, 800, 000円	19, 000円
H	1, 800, 001円～1, 900, 000円	22, 000円
I	1, 900, 001円～2, 000, 000円	25, 000円
J	2, 000, 001円～2, 100, 000円	30, 000円
K	2, 100, 001円～2, 200, 000円	35, 000円
L	2, 200, 001円～2, 300, 000円	40, 000円
M	2, 300, 001円～2, 400, 000円	45, 000円
N	2, 400, 001円以上	50, 000円

(注1) この表において、対象収入とは、前年の収入（社会通念上として認定することが適当でないものを除く）から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 夫婦で入居する場合には、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれの個々の対象収入とし、利用者利用料を算定する。

別表 2

居住部分にかかる光熱水費及び共益費並びに本人希望による食費等の実費
施設で実施する交流会に係る実費